

I. 法人の概要

創立年月日 東京声専音楽学校設置認可 昭和15年1月15日

創立者 下八川 圭祐

声楽家・高知県出身。藤原歌劇団結成に参加。常に我が国オペラ界の第一線で活躍。
名バス・バリトンとして一世を風靡。

建学の精神 「礼・節・技の人間教育」

この意味するところは、礼(礼儀)、節(節度)、技(技術・技能)を身につけ、高い品性とコミュニケーション能力をもった音楽家・音楽人を養成することである。

教育目的 ○昭和音楽大学

昭和音楽大学は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、広く知識を授けるとともに、音楽を中心としたさまざまな領域に関する技能、理論及び応用を深く教授研究し、もって広い視野と高い識見を持つ人材育成を行い、文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする。

○昭和音楽大学短期大学部

昭和音楽大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、音楽を中心とした専門の技能、理論を深く教授研究し、実践的能力を備えた教養豊かな人材の育成をもって、文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする。

法人認可年月日 昭和33年2月28日

法人所在地 神奈川県川崎市麻生区万福寺1丁目16番6号

理事長 下八川 共祐(S55.3.22 就任)

法人の目的 教育基本法及び学校教育法にしたがい、学校教育を行い、音楽を中心とした幅広い領域に関する深い知識、技能を備え、広い視野と高い識見を持つ人材を育成し、もって文化の向上と社会の福祉に寄与する。

理事 定員 9名 現員 9名 (2025 年 6 月 30 日現在)

氏 名	就任年月日	常勤	現 職
下八川 共祐	S44.4.5	○	理事長
下八川 公祐	R2.4.1	○	副理事長・代表業務執行理事
角南 篤	R6.4.1	○	大学短大学長・業務執行理事
江口 文子	R6.4.1	○	大学短大副学長・業務執行理事
鈴木 清	H28.5.27	○	事務局長・業務執行理事
黒田 隆	H21.1.20		
柴田 篤	H28.5.27		
中島 眞一	H28.4.1		
八尋 久仁代	H29.4.1		

監事 定員 2名 現員 2名 (2025 年 6 月 30 日現在)

氏 名	就任年月日	常勤	現 職
國武 忠彦	H21.12.4		
永井 秀範	R.5.12.23		

※評 議 員 定員 10～11 名 現員11名 (2025 年 6 月 30 日現在)

氏 名	就任年月日	現 職
岩永 直也	H25.9.26	株式会社ミリオンコンサート協会 事業部長
及川 貢	H14.4.1	公益財団法人日本オペラ振興会評議員
河合 佳子	R2.4.1	昭和音楽大学短期大学部教授
酒巻 和子	H22.5.31	昭和音楽大学大学院音楽研究科長
澤 宣人	R6.4.1	株式会社エー・ピー・オー・プラス代表取締役
関口 仁	R2.12.24	昭和音楽大学・同短期大学部客員教授
韭澤 弘志	H30.5.31	TCA 東京 ECO 動物海洋専門学校校長
久松 剛	H28.5.27	学校法人東成学園法人本部長
福田 豊治	H30.5.31	学校法人神奈川映像学園日本映画大学理事
星出 豊	H18.5.31	昭和音楽大学・同短期大学部客員教授
的場 辰朗	H10.5.31	昭和音楽大学・同短期大学部客員教授

会計監査人(法人) 東光監査法人 (2025 年 4 月 1 日現在)

責任限定契約

私立学校法に従い、2020(令和2)年4月1日より責任限定契約を締結した。

・対象役員

非業務執行理事			
黒田 隆	八尋 久仁代	中島 真一	柴田 篤
監事			
國武 忠彦		永井 秀範	

・契約内容の概要

《学校法人東成学園寄附行為（責任限定契約）第59条》

理事(理事長、副理事長、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金六十万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第九十二条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

・契約によって職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置

《学校法人東成学園寄附行為（責任の免除）第58条》

役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第九十二条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第一項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第九十二条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の十分の一以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第一項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第一項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

役員賠償責任保険制度への加入

私立学校法に従い、理事会決議により2020(令和2)年4月1日より私大協役員賠償責任保険に新規加入し継続。

- ・団体契約者：日本私立大学協会
- ・被保険者：(1)個人被保険者：理事・監事・評議員
(2)記名法人：学校法人 東成学園
- ・補償内容：(1)被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害(防御費用、損害賠償金、和解金)を補償。
(2)法人訴訟の補償
- ・支払いの対象とならない主な場合：重大な法律違反および故意の過失等
- ・保険期間中総支払限度額：5億円

設 置 校

○昭和音楽大学(昭和58年12月22日認可 昭和59年4月開学)

音 楽 学 部

音 楽 専 攻 科(昭和62年12月23日認可 昭和63年4月開学)

大学院音楽研究科修士課程(平成9年12月19日認可 平成10年4月開学)

大学院音楽研究科博士後期課程(平成25年12月18日認可 平成26年4月開学)

所在地:神奈川県川崎市麻生区上麻生1丁目11番1号

○昭和音楽大学短期大学部(昭和44年2月8日認可 昭和44年4月開学)

音 楽 科

所在地:神奈川県川崎市麻生区上麻生1丁目11番1号

○研究所

- ・オペラ研究所
- ・バレエ研究所
- ・舞台芸術政策研究所
- ・歌曲研究所
- ・アートマネジメント研究所
- ・音楽療法研究所
- ・音楽教育研究所
- ・ピリオド音楽研究所

○事業運営部

- ・附属音楽・バレエ教室運営室
- ・パスウェイズ運営室
- ・ピアノアートアカデミー運営室
- ・ストリングスアカデミー運営室